



災害救助法が適用された地域のご契約者さまへ

株式会社メモリード・ライフ

このたびの大雪により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、このたびの災害により被害を受けた皆さまのご契約につきまして、下記の通りお取扱いいたしますので、お知らせします。

一日も早い復旧と、皆様のご健康を心からお祈り申し上げます。

記

1. 保険料お払込猶予期間の延長について

このたびの被害により、保険料のお払込みが一時的に困難なお客様へは、お申し出いただくことで保険料のお払込みを猶予する期間を最大6ヶ月間まで延長いたします。

2. 保険金等の簡易迅速なお支払いについて

ご請求の際、お申し出いただくことで、必要な書類を一部省略すること等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

□ 災害救助法の適用地域（内閣府発表）

法適用日	災害救助法適用地域
2018年2月6日	【福井県】福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市、吉田郡永平寺町、丹生郡越前町
2018年2月13日	【福井県】越前市
2018年2月14日	【新潟県】長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町

<お問合せ>

株式会社メモリード・ライフ 顧客サービス部

電 話：03(3233)0211

お問合せ時間：平日9:00~17:00